

令和2年度事業計画

1. はじめに

「令和」の時代に入り1年が経過した。

この1年をかけて「平成」とはどういう時代であったかを改めて顧みるに、昭和までのあらゆる価値観や社会システムが、30年の年月をかけて緩やかに、しかし大きく変化した時代であったといえる。

昭和の時代は、戦前戦中と戦後に大別して、その差異を論じることが多いのであるが、平成の時代に起きた価値観や社会システムの転換は、それに匹敵するものであったことを実感せずにはいられない。

戦後に解体されたかに見えた「イエ」制度を単位とする「ムラ」社会、すなわち血縁や地縁を基礎に置く、(欧米から見れば特異であったであろう)「社団型」社会は、農村部から都市部に人が活動の場を移しながら引き続き機能し続け、大戦後の新しい秩序を巡り、植民地独立紛争や東西冷戦によってなおも動揺と疲弊を続ける国際社会の中で、先の東京五輪・パラ五輪開催から昭和の終わりにかけ、我が国に「一人勝ち」とも言える繁栄をもたらせた。

やがて、冷戦的な世界観から、国際協調主義的な世界観への移行にあたり、日本株式会社とも言われた我が国特有の「社団型」社会は、国際社会からその変容を強く迫られるに至り、いわゆるバブル崩壊を契機とする経済の低迷、産業の空洞化、社会構造的にアキレス腱となりつつあった少子高齢化問題、また度重なる大規模災害への対応など、それまで「社団型」社会が、政策や法制度を越えて自律的に修復したであろう分野の問題が一気に顕在化し、政策や法制度が後追いする形で対応に迫られるようになった経緯は、まだ記憶に新しいところである。

かような平成時代の大転換期を経て、司法書士制度には、成年後見制度の担い手として、また(多重債務問題等に対応すべく)簡易裁判所を事物管轄とする訴訟代理人としての役割が新たに託され、また、今般の司法書士法改正によって、社会の事象に直接向き合い、各々の業務を通じて、その使命として、自由かつ公正な社会の形成への寄与を期待されるに至ったことは偶然ではなく、まさに社会の要請であったと捉えるべきであろう。

さて、将来に目を向けると、新興国の台頭等、国際的な力学関係の変容に伴い、また新型コロナウイルスのパンデミックによる国家間の相互不信により、国際協調の枠組みは再び軋みを見せ始めている中で、日本が再びかつてのような「社団型」社会の強さを取り戻せる可能性については、現状では必ずしも楽観できないところ、結果として、国民の財産資産を保全し或いは保護していくためには、暫定的に「財団型」社会の過程を経るであろうことが予測される。

成年後見人などの財産管理業務(いわゆる規則第31条業務)、或いは民事信託への取り組みなど、既にその傾向は我々の業務の中でも疑いのないところであるが、加えて、イエ社団の自治に委ねる遺産分割協議に代わり、遺言の積極的活用が図られるなど(法務局に

おける遺言保管制度)、いわゆる所有者不明土地問題を契機として、従来の「社団型」社会の自律性を前提とした諸制度が、今後とも大幅に見直されることが見込まれよう。

我々、司法書士職能は、引き続き既存の制度に精通し、研鑽を積むべきことは当然ながら、同時に、未だ制度として整備されるに至らない分野についても、社会の実相を直視し、時にはレールのない道を進み、或いは制度そのものを提言し、これを担っていく覚悟が求められるであろう。

2. 司法書士法改正

前述のとおり、今般の司法書士法改正（令和元年法律第29号）により、近時の司法書士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、その専門職者としての使命を明らかにする規定が設けられると共に、懲戒権者を法務局又は地方法務局長から法務大臣に改める等の懲戒手続に関する規定の見直しが行われたほか、社員が一人の司法書士法人の設立を可能とする等の措置が講じられた。

本総会において議案として提出の会則及び関連諸規則等の改正の件は、これを受けてのものであるが、本総会における審議をもって、改正の趣旨に則った会員の自覚を促す機会と捉えると共に、この各論としての事業展開を心がけていく。

3. 研修事業の拡充

司法書士に対する国民の信頼の担保となる研修制度の充実は、最重要の課題である。また、司法書士法改正による使命規定の新設を受け、司法書士の使命と職責の自覚、高度な専門家倫理の保持（とりわけ「財団型」社会においては最重視されよう）及び適切な執務姿勢の維持のため、豊富なコンテンツの提供と、研修環境の整備をさらに進めていく。

4. 相続登記未了・空き家・所有者不明土地問題

現下において、司法書士職能が急務として対応すべき喫緊の社会問題である。「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」をはじめとする多くの法律が成立し、さらに民法及び不動産登記法の改正が法制審議会において、土地基本法の一部改正が国土審議会で、本年の臨時国会での成立を目指して審議されている。

当会においても、山梨県公共嘱託司法書士協会が甲府地方法務局より受託の上記特措法に由来する「長期相続登記未了土地解消作業」について、広く会員に協力要請しているところであるが、来るべき「大相続時代」において、司法書士職能が埋もれることがないように、とりわけ広報部及び総合相談センターの活動においては一層の重点を置く。

5. 成年後見制度利用促進について

平成29年3月24日に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」において、司法書士が、中核期間、地域協議会等で中心的な役割を果たし、地域連携ネットワークの

一員として活動すべく、自治体や地域の福祉機関等への働きかけを推進することが期待されてきたところであるが、この実践として、当会においても「成年後見制度利用支援事業」へのより一層の理解と協力を、成年後見センター・リーガルサポート山梨支部、山梨県弁護士会、山梨県社会福祉士会と共に、県知事に要請したところであり、今後も引き続き更なる協働を図る。

6. 新しい法的需要や様々な法改正への対応

- (1) 段階的に施行されてきた一連の相続法改正について、(前述のとおり)法務局における遺言書の保管等に関する法律の施行が本年7月10日に迫っており、また、いわゆる改正債権法が本年4月1日、ついにその施行を迎えた。これらの法改正について、司法書士が専門家として市民の期待に応えられるよう、適切に対応していく。
- (2) 民事扶助事業に対し、改正総合法律支援法による「特定対象者法律支援事業」について、高齢者等の権利擁護という視点から福祉機関との連携も視野に入れながら、引き続き取り組みを図る。
- (3) 上記4.と重複しながらも、相続登記の促進策がより一層進展する中で、登記業務の担い手としての責任を果たしつつ、相続手続全般に対して益々多様化する市民の法的ニーズに応える必要がある。令和2年度においても、財産管理や遺産承継に係る業務の確立と推進を図るとともに、信託登記を含め、各種財産に関する民事信託支援業務を司法書士業務として普及推進するための活動を継続する。
- (4) 全世界的にIT化が促進され、国内においても登記オンライン申請手続など司法書士業務に関する様々なIT化が進む中、司法書士制度の基盤整備としての対応に加えて、国民の権利擁護の観点から対策を行っていく。とりわけ、政府において、オンラインでの紛争解決(ODR)など、IT・AIを活用した裁判外紛争解決手続等の民事紛争解決の利用拡充・機能強化に関する検討が行われている状況については、調停センター事業との関連において注視して行く。
- (5) **新型コロナウイルスの感染拡大**に起因する社会経済不安への対応は急務である。災害の一類型と捉え、会員及び事務局の安全を最優先したうえで、相談体制の拡充等を図る。また、予算面においても、例年との比較において予備費を増額することにより、不測の事態に対応すべく機動的な財政出動の原資としたい。

総務部

1 厚生委員会

- ① 会員相互の親睦を深め、情報交換を密にするため、親睦会、新年互礼会、親睦旅行等を企画し実施する。
- ② 人間ドック助成制度の一層の普及を図る。
- ③ 司法書士会館の適正な運営を図る。

2 登録調査・表彰等選考委員会

- ① 登録等の申請者の審査
- ② 各種表彰者の選考

3 事故処理委員会

司法書士賠償責任保険の請求があった場合、迅速に対応する。

4 総務委員会

- ① 会則等の整備
司法書士法改正に伴い会則等を改正するとともにチェックや整備をする。
- ② 新たな検討課題への対処
新たな検討課題があれば、必要に応じて会議を開き、検討する。

5 苦情対応窓口

- ① 市民からの苦情に対しては、迅速な対応を行い早期に問題解決を図っていく。
- ② 綱紀案件にならないよう配慮するとともに、問題の把握に努め、親身になって苦情申出人の話聞き感情を和らげられるような対応を心掛ける。

6 紛議調停委員会

紛議調停の申立があった場合は、誠実に対応する。

7 非司排除委員会

非司行為をする者及び疑いのある者並びにそれらの者に業務を依頼する者に対し、司法書士法73条（非司等の取締り）の規定を周知する。違反者の告発及び告訴等を行うため、関係機関との連携・協力を推進する。司法書士法施行規則第41条の2（司法書士法等違反に関する調査）の規定による法務局長からの調査委嘱に対応し、調査を実施する。

経理部

不安定な世の中にあって会員の事件数も減少傾向にあり、会員の収入も思うにまかせぬ現状にあることを認識しながら、次のことを今年度の目標に掲げて努力する。

- ① 予算執行にあっては、適正を旨とし可能な限り節約につとめる。
- ② 会計処理の適正を確保するとともに各種事業活動への支援のあり方の適正及び迅速性を図る。

業 務 部

1 業務推進委員会

- (1) 事業承継や民事信託等の司法書士業務としての将来性及び課題の検討を行う。
- (2) 法務局、裁判所、法テラス、その他関連機関等に関する情報収集や周知活動を行う。
- (3) 企画部、研修部等の他部と連携し、収集した情報の共有を図る。

2 本年度予定される関連会議

・ 関東ブロック業務推進委員会

なお、2021年3月開催予定でありました「業1グランプリ2020」は中止となりました。

- ・ 司法書士会、弁護士会、法テラス山梨連絡協議会（年3回）
- ・ ブロック会法テラス担当者別会議
- ・ 生活困窮者自立支援に係る法テラス山梨地方協議会（年2回）

研 修 部

1 単位制研修の開催

12単位のうち2単位は倫理研修をもって充てる。

2 年次制研修の開催

今年度から研修課題は中央研修所作成・編集のものに移行する。

◎ 例年にならい11月の開催予定

3 部会の開催

◎ 会議形式(年4～5回)及び担当者会議方式(随時)

4 取得単位率向上のために

- (ア) 研修テーマの精査 渉外関係の登記等の研修を実施予定
- (イ) 単位取得状況の会員への通知
- (ウ) 会員に対する研修案内
- (エ) 課題研修の導入の検討

広 報 部

1. 対内広報

会員相互の情報交換及び会務の会員への周知、連絡のため本年度も下記のと通りの広報活動を行っていく予定である。

- ・甲州路発行（機関誌） 8月上旬発行予定
なお、原稿募集にあたり、投稿謝礼（原稿料）を本年度も、支払う予定。
- ・かいいん通信発行（毎月予定）

2. 対外広報

司法書士制度の周知及び山梨県司法書士会の活動をPRするため下記の広報活動を行っていく予定である。

- ・山梨日日新聞へ月極広告掲載 6か月～7か月掲載予定
- ・山梨日日新聞新年トップインタビュー予定
- ・ヴァンフォーレ甲府の団扇広告予定
- ・司法書士の日無料相談会開催予定 8月3日 場所：山梨県立図書館1階（共催）
- ・山梨県司法書士会PRグッズ作成予定
相談会における相談者への、次につなげる手段として、PRグッズを作成し配布する予定。
- ・一部市町村広報誌における有料広告掲載予定、その他市町村も今後検討。
広報媒体としての、市町村広報の有用性を鑑み、有料広告欄にPR分の掲載を予定する。
- ・HPの活用方法の検討
相談会及び司法書士会へのアクセスの窓口としての、HPの活用方法の検討。

企 画 事 業 部

年々多様化する司法書士業務の中で、司法書士へ期待される役割も多岐にわたっている。「空家対策」「所有者不明土地対策」「災害時対策」等、各地域によって対応も様々である。司法書士が社会に対して責任ある職能として存在し、市民から信頼され、専門性のさらなる向上に役立つ取り組みをしていくためには、これまで以上に地域社会との連携が必要である。

司法書士業務の拡大と発展のために、社会問題に対し積極的な対応を心がけていくと共に、各会員には、各種事業に積極的に協力いただけるように促していきたい。

1 総合相談センター

①新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら、相談会を運営してまいります。

新年度から定例相談会として、峡東相談会を加えます。

法テラスにおける法律相談を強化します。

遺言保管制度のスタートに合わせた企画相談ができないか検討いたします。

各地域における相談機会を増加できるよう、相談会を企画・検討いたします。

相談会における直接受託の推進と、一部納入金（10%）の納入徹底を図ります。

②定例相談会の開催

(各回派遣数)

金曜相談会	第4金曜日	18時～20時	3名
甲斐市相談会	第2金曜日	13時～17時	4名
南アルプス市相談会	第3木曜日	13時～16時	4名
甲府市役所相談会	第1水曜日	10時～13時	2名
火曜相談会	第1・第3火曜日	13時～16時	3名
笛吹社協相談会	毎月1回程度	13時30分～15時30分	1名
富士吉田市役所	毎月10日	13時～16時	1名
都留市中心配ごと相談所	第1・第3金曜日	13時～16時	1名
富士急百貨店相談会	第3水曜日	13時～16時	3名
【新設】 峡東相談会	毎月1回	13時～16時	3名

③単発の相談会

法の日相談会	各支部にて開催
相続登記はお済ですか月間相談会	各支部にて開催
税理士会・司法書士会合同相談会	
遺言に関する相談会	

④各種団体の開催する相談会への相談員派遣

- 1日合同行政相談会（峡南・甲府・吉田・山梨市）
- 法務局休日相談会
- 十士会合同相談会（当番会は土地家屋調査士会）
- 多重債務者相談強化キャンペーン（県民生活センター主催）年2回
- 法律扶助の日無料相談会（山梨県弁護士会館）
- 法テラスの無料法律相談

2 調停センター

(1) 調停センターの運営について

- ① 広報担当リーダー及び研修担当リーダーのもと、運営委員全員で運営し、広報活動及び研修会をさらに充実してまいります。
- ② 各支部・各種団体への説明等引き続き積極的な広報活動を行うと共に、無料の SNS 並びに会員通信を利用させて頂き、当センターの内外広報活動に、より力を入れていきます。
- ③ 事件管理者・手続実施者のスキル向上や新たな手続実施者養成のため、山梨県司法書士会会員向けのさらに充実した研修会を行いたいと思います。
- ④ 規程類の修正又は運営上の文書類作成、セミナー又は研修会等の内容の決定のため、また、事案の受託方法や関東ブロック・日本司法書士会連合会・他県調停センターの運営状況の把握のために運営委員会を開催します。

(2) 案件受託のための工夫

- ① 昨年度に引き続きパンフレットの配付及びホームページの活用を行います。ま

た、各種団体へ出向き、積極的に広報活動を行います。

- ② 会員が相談を受けた事案や各相談会場で開催される無料相談及び司法書士総合相談センターに持ち込まれた事案について、ADRによる解決に向けたものについて、当センターを紹介してもらえよう働きかけを行うと共に、運営委員が相談員として積極的に相談会へ参加します。

(3) 研修会（セミナー）の実施及び参加

運営委員及び手続実施者名簿登載者の個々のスキルアップのため、また、山梨県司法書士会会員から新たに手続実施者や事件管理者を名簿登載・育成するために、研修会の実施やセミナーへ参加したいと思います。

(4) 事案の積極的受託

より多くの市民の皆様のお役に立てるよう1つでも多くの事案を積極的に受託します。

尚、令和1年度から引き続き継続している事案が1件あります。

3 開業支援司法過疎対策委員会

開業支援対策、司法過疎対策について今何をすべきか検討する。

4 空家対策委員会

空家対策は国家的プロジェクトであり、各市町村においては、県からの指導に基づき条例が制定され、国、県からの予算配分も予定されている最中、各専門業界に対し委員を嘱託して協議会（または審議会）を立ち上げ、より積極的に空家対策事業を展開しようとしているのが現状であります。

当会の空家対策委員会も、今までの組織体制づくりから事業展開へとシフトが変換しつつあり、これからは、組織体制の見直しと整備、また、市町村グループ別の事業担当グループを中心に、甲府市や甲斐市以外の市町村とも当会との業務委託協定書の締結を積極的に行い、また本年度は、モデルケースとして、山梨県宅地建物取引業協会支部と共催で年4回、甲斐市空家相談会を実施し、事業担当各市町村の空家対策事業に積極的に取り込むこととし、これに応じる対応として、令和2年度事業計画を次のとおりとする。

1. 積極的な空家対策事業の推進
2. 当委員会の組織体制の見直しと整備
3. 各市町村との空家等対策に関する協定書・業務委託契約の締結
4. 空家等対策に係る相談会の実施並びに講師の派遣
5. 市町村における空家等対策協議会等への委員派遣
6. 空家等対策業務に関する当会事業担当者向けの研修
7. 空家等対策事業担当者の募集及び名簿登録作業
8. 空家等対策事業に関する情報収集及び他の団体との情報交換